別表1 (第2条関係)

		日帰りの場合(1日につき)				
		旅行が行程8キロメ	旅行が行程 16 キロ	旅行が在勤地以外で		
		ートル以上 16 キロ	メートル以上の場合	行程 25 キロメート		
区	分	メートル未満の場合	又は,引き続き8時	ル以上の場合		
		又は,引き続き5時	間以上の場合			
		間以上8時間未満の				
		場合				
工事等	一般職員俸	円	円	円		
の現場	給表 (一)					
監督,	4級以上	5 9 0	900	1, 190		
検査等						
に従事	一般職員俸	円	円	円		
する者	給表 (一)					
	の3級以下	5 3 0	7 9 0	1, 050		

		宿泊する場合 (1 夜につき)					
	分	これに準ずる宿泊施設		下宿そ	旅館に宿泊する場合		
				の他こ	30 日未満	30 日以上	60 日以上
				れに準	の期間に	60 日未満	の期間に
区				ずる宿	ついて	の期間に	ついて
		宿 泊 料 を 宿 泊 料 を	泊施設		ついて		
		徴収しな	徴収する	に宿泊			
		い場合場合		する場			
				合			
工事等	一般職員俸	円	円	円	円	円	円
の現場	給表 (一)	3, 140	5, 870	4,400	9, 190	8, 260	7, 350
監督,	の4級以上						
検査等	一般職員俸	円	円	円	円	円	円
に従事	給表 (一)	2, 570	4, 760	4,070	7, 410	6, 670	5, 930
する者	の3級以下						

別表2 (第3条関係)

日帰りの場合(1 目につき)	宿泊する場合 (1 夜につき)			
旅行が行程8	旅行が行程 16	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊			
キロメートル	キロメートル	する場合			
以上	以上の場合又	国が主として	て職員の研修	上記以外の加	施設を利用す
16 キロメート	は引き続き8	等に伴う宿泊	白の用に供し	る場合	
ル未満の場合	時間以上の場	ている施設を	・利用する場		
又は引き続き	合	合			
5 時間以上8		宿泊料を徴	宿泊料を徴	宿泊料を徴	宿泊料を徴
時間未満の場		収しない場	収する場合	収しない場	収する場合
合		合		合	
円	円	円	円	円	円
4 2 0	6 2 0	2, 080	2, 800	2, 080	3,800

宿泊する場合 (1 夜につき)					
下宿その他これ	旅館に宿泊する場合				
に準ずる宿泊施	30 日未満の期間につ	30 日以上 60 日未満の	60 日以上の期間にへ		
設に宿泊する場	30 日本画の 期 間にフ いて	期間について	いて		
合		対间にづいて	V · C		
円	円	円	円		
3, 260	5, 910	5, 310	4, 720		